

横浜観光親善大使に関する要綱

制定 平成 28 年 2 月 10 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人 横浜観光コンベンション・ビューロー（以下「YCVB」という。）が設置、運営する横浜観光親善大使（以下「親善大使」という。）の事業を推進するために必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 親善大使は、観光・MICE 都市横浜の「PR パーソン」として、横浜の魅力や観光情報を市内外に向け広く発信し、また国内外からの横浜への来訪者に対する歓迎などを行うことで横浜のイメージアップに寄与する。

(選考及び委嘱)

第 3 条 親善大使は公募により選考し、YCVB 理事長（以下「理事長」という。）がこれを委嘱する。

(任期)

第 4 条 親善大使の任期は 1 年間とし、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、理事長の要請により 1 年間任期を延長することができる。

2 理事長の要請により、親善大使経験者は臨時親善大使として活動することができる。

(活動)

第 5 条 親善大使は、理事長の要請に基づき次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) YCVB が主催する事業
- (2) 公共的な各種イベント・コンベンション等
- (3) 他都市との交流事業
- (4) 客船等、入港時の歓送迎
- (5) YCVB 及び公共機関の広報
- (6) YCVB 賛助会員の主催する各種イベント
- (7) 横浜の観光・MICE 振興に寄与する、賛助会員以外の民間事業者のイベント
- (8) その他理事長が必要と認めるもの

(委任)

第 6 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別途定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 24 日から施行する。